

さいたま市告示第 1 5 5 3 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 10 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

さいたま市岩槻区鹿室 7 7 0 番 1 の一部 外

詳細は、別紙形質変更時要届出区域図のとおり

2 指定番号

形－ 2 9 号

3 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

鉛及びその化合物

シアン化合物

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壤係

(2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 3 3 1